

平成21年度 第20回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成21年10月30日（金）午前11時08分～29分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長	曾 我 紀 厚
委員	高 橋 敬 一
委員	佐 蔵 絢 子

【事務局職員】

事務局長	西 山 秀 雄	次 長	加 賀 田 啓
任用課長	西 尾 孝 之	給与課長	稲 田 将
副主幹	懸 樋 順 一	副主幹	松 本 秀 樹
副主幹	川 口 豊 長		

【傍聴者】 なし

4 議 題

- 議案第1号 平成21年度鳥取県職員採用試験（身体障害者対象・高校卒業程度）の採用候補者の決定について
- 議案第2号 人事委員会規則及び通知の一部改正について
- 議案第3号 労働基準法第41条の規定に基づく宿直勤務の許可について

5 会議の公開・非公開

議案第1号を非公開とした。

6 議 事

(1) 議案第1号

平成21年度鳥取県職員採用試験（身体障害者対象・高校卒業程度）の採用候補者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

① 実施結果

職 種	採 用 予定者数	申込者数	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	第2次試験 受験者数	採 用 候補者数 (B)	受 験 競争率 (A/B)
一般事務	名程度 3	名 11 (8)	名 11 (8)	名 6 (4)	名 6 (4)	名 3 (3)	倍 3.7

※採用予定者数は平成21年10月30日現在のもの。

※表中の（ ）は女性の内数。

② 試験日程

第1次試験	試験日	9月20日(日)
	試験会場	鳥取会場：県庁会議室 米子会場：米子コンベンションセンター会議室
	試験種目	教養試験(多肢選択式)
	合格者発表日	10月2日(金)
第2次試験	試験日	10月20日(火)
	試験会場	県庁会議室
	試験種目	作文試験、人物試験(個別面接)、適性検査
	採用候補者発表日	10月30日(金)

③ 採用予定時期 平成22年4月1日

(2) 議案第2号

人事委員会規則及び通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

いずれも適時に改正していなければならなかったものの改正漏れが判明し、改正しようとするもの。

①規則及び通知の名称

【規則】管理職員等の範囲を定める規則

【通知】特殊勤務手当の運用について

②改正概要

(1) 管理職員等の範囲を定める規則

次の職員を管理職員等から除く。

機関		職員
知事の事務部局	本庁	院長 分場長

次の職員を管理職員等に加える。

機関		職員
知事の事務部局	本庁	医療政策監
	総合事務所	日野総合事務所県民局庶務会計チームのチーム長 主幹(庶務に関する事務を行う主幹に限る。)
会計管理者		審査出納課の主幹

(施行日：公布日)

(2) 「特殊勤務手当の運用について」の一部改正

・通知中「航海手当」に係る規定を削る。

(施行日：公布日)

(3) 議案第3号

労働基準法第41条の規定に基づく宿直勤務の許可について、事務局が説明し、原案のとおり許可した。

【説明】

新型インフルエンザ対応ということで、5月から3ヶ月ごとに既に2回許可しているもので、その申請内容とまったく同じものである。宿直勤務は職員の労働条件に関するものなので、その都度組合協議が必要となるということで、3ヶ月ごとに許可申請が提出されている

ものである。

実績については、5月に1ヶ月だけ宿直実績があったが、それ以降は実績がない。

緊急事態に対応しなければならない場合を想定して、宿直勤務の許可を申請してきたものであり、宿直要件にも合致しているので、許可しようとするものである。

①許可の要件

- (1) 宿直の勤務の態様が労働密度の薄いものであること。
- (2) 一定額以上の宿直手当が支払われること。
- (3) 宿直勤務については、週1回を限度とすること。
- (4) 宿直勤務については、相当の睡眠設備が設置してあること。

②申請の内容

(1) 目的

平成15年度に許可済みである「災害及び事件、事故等に対する24時間災害等初動体制」にかかる宿直勤務について、平成21年11月から平成22年1月の間における新型インフルエンザ対応に係る宿直勤務に限り1回の宿直員数を1名から3名に増員する。

なお、日直勤務（勤務体制は1名）については平成15年度に鳥取県知事、教育委員会教育長に対して許可した内容から変更はない。

新型インフルエンザ対応に係る宿直体制は3人体制で、うち1名は必ず防災局職員、残りの2名を課長又は課長補佐が宿直勤務を行う。
(知事部局以外の申請が2名となっているのは、残りの2名いずれも当該任命権者の職員となる可能性があるため。)

③宿直の勤務の態様

電話対応など一般的な待機業務

④宿直対象者

		対象職員	対象員数	性別	
				男性	女性
防災局		全職員	28名	26名	2名
防災局以外	知事部局	課長又は課長補佐(課長級・補佐級を含む)	359名	330名	29名
	教育委員会事務局		33名	30名	3名
	監査委員事務局		15名	14名	1名
	人事委員会事務局		3名	3名	0名
合計			410名	377名	33名

宿直勤務の対象職員は男性のみ

⑤勤務時間

区分	宿直勤務の開始及び終了時刻
平日及び休日	午後5時15分～翌日午前8時30分

⑥一定期間における宿直の回数と1回の宿直手当

一定期間における宿直の回数	宿直手当
許可条件：週1回を限度 防災局職員(1人当たり週0.27回) 防災局職員以外(1人当たり週0.04回)	4,200円

⑦睡眠設備

防災待機室(昼の間10畳)に寝具2組と簡易ベッド2組の合計4組を設置。
冷暖房設備あり。

7 次回の人事委員会の開催

平成21年11月10日（火）午前10時から開催することとした。